

# 個人市民税の減免取扱要綱

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第323条及び浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号。以下「条例」という。）第51条の規定に基づき、市長において個人市民税の減免の必要があると認める場合の取扱基準については、次によることとする。また、浜松市税条例施行規則（昭和32年浜松市規則第18号）第3条に基づく免除又は軽減割合の適用は、条例に基づき市長において個人市民税の減免の必要があると認めた者について行うものとする。

## 1 法第323条関係

法に規定する「公私の扶助」のうち、公的扶助については、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護及びこれに準ずる扶助とする。また、私的扶助については、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定による扶養義務者（生計を一にする親族を除く。）又は第三者による扶助とする。

なお、私的扶助を受けている者の個人市民税の減免は、私的扶助がなければ公的扶助に移行せざるを得ない者のうち、私的扶助を受けた後の生活水準が、公的扶助による場合を上回らないものについて、公的扶助の例により行うこととする。

## 2 条例第51条第1項第1号関係

「生活保護法の規定による保護を受ける者」とは、「生活扶助」、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「生業扶助」、「出産扶助」又は「葬祭扶助」を受けている者とする。

## 3 条例第51条第1項第3号関係

「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」の減免については、以下の基準に基づき、減免申請者の担税力を勘案して行うものとする。

### （1）担税力の判断基準

担税力については、収入見込み、資産の保有状況、今後の就労可能性について下記表の区分により判定する。

| 収入見込み         | 資産の保有状況          | 今後の就労可能性 | 担税力の判定 |
|---------------|------------------|----------|--------|
| 生活保護費額相当額を超える |                  |          | 担税力あり  |
| 生活保護費額相当額以下   | 居住用財産以外の資産有      |          | 担税力あり  |
|               | 居住用財産のみ又は居住用財産なし | 就労可能性あり  | 担税力あり  |
|               |                  | 就労可能性なし  | 担税力なし  |

### （2）収入見込み等の判定

- ア 判定に使用する収入見込みは、申請月以降の1箇月当たりの収入見込額とする。
- イ 生活保護費相当額については、居住用財産がある場合は生活扶助費とし、居住用財産がない場合は生活扶助費に住宅扶助費を加えた金額とする。

- ウ 流動性資産（現金・預貯金など）は、申請時の価格を収入額とみなすこととし、1箇月当たりの収入見込みを算定する際に月割りして加算するものとする。
- エ 収入見込みには、非課税所得を含むものとする。なお、傷害保険金額などについては、病院に支払った金額等を差し引いた金額で判断するものとする。

#### （3）資産の保有状況の判定

生活保護においては、居住用財産については、最低限度の生活のために活用できる場合、財産の所有を認めることがある。これらの取扱いを踏まえ、個人市民税の減免においては、居住用財産を所有していない者、又は次の要件に該当する居住用財産を所有している者を対象とする。

- ア 土地の面積が200m<sup>2</sup>以下で家屋の延床面積が120m<sup>2</sup>以下であること。
- イ 上記面積を超える場合は、生活の維持のために最低限必要であるか調査し判断する。

#### （4）今後の就労可能性の判定

今後の就労可能性については、下記の例を基準に個別の事情を総合的に斟酌して行うものとする。

- ア 今後の就労が可能であると判断される例
  - (ア) 失業、休業、廃業等（以下「退職」という。）後、就職先を探していたり、勉学をしたりする人
  - (イ) 退職後、事業を行っている人
  - (ウ) 定年退職した人
  - (エ) 育児休暇を取得している人、結婚して退職した人、親族と同居をしている人  
(ただし、親族に不慮の事故や介護などで同居せざるを得ない状況の人は除く。)
- イ 今後の就労が困難と判断される例
  - (ア) 事故や病気などで、収入を得るのに困難が予想される人
  - (イ) 精神を患い、就労が困難になったと予想される人（統合失調症、うつ病など）
  - (ウ) 親族の介護などを行わなければならなくなり、就労が困難な人
  - (エ) 就職先を探しているものの、現住所地の労働局が発表する有効求人倍率が1以下で、職業に就くことが困難であると認められる人
  - (オ) その他、やむを得ない事情により就労が困難になったと認められる人

### 4 条例第51条第1項第6号関係

その他、特別の事由があると認めるものについて、個別の事情を総合的に斟酌して行う。

#### ・特別の事由があると判断される例

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている人

#### 附 則

この取扱は、平成20年度分以後の個人市民税について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。